

地域再生基本方針の一部変更について（概要）

令和 6 年 9 月
内閣府地方創生推進事務局

1. 一部変更の趣旨及び内容

(1) 地域再生法の一部を改正する法律の施行に伴う変更

令和 6 年 4 月 19 日に公布された「地域再生法の一部を改正する法律」(令和 6 年法律第 17 号)の一部が同年 10 月 1 日に施行されることに伴い、地域住宅団地再生事業の拡充に関する以下の内容等を反映させた所要の追記・修正を行う。

- ・ 地域再生推進法人による地域住宅団地再生事業計画の提案制度の創設
…改正後の地域再生法(平成 17 年法律第 24 号)第 17 条の 37 から第 17 条の 39 まで関係
- ・ 地域住宅団地再生事業計画の計画記載事項の見直し及びこれに伴う建築基準法の規定による許可等の特例の拡充
…改正後の地域再生法第 17 条の 36、第 17 条の 40 から第 17 条の 48 まで、第 17 条の 53 関係

(2) その他所要の変更

表現の適正化を図るため、その他所要の変更を行う。

2. 閣議決定日

令和 6 年 9 月 6 日(金)